

○岡山市教育委員会会議規則

平成20年4月22日

市教育委員会規則第7号

改正 平成27年3月24日市教育委員会規則第5号

平成30年1月22日市教育委員会規則第1号

岡山市教育委員会会議規則（昭和31年市教育委員会規則第4号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第16条の規定に基づき、岡山市教育委員会（以下「委員会」という。）の会議その他委員会の議事の運営に関して必要な事項を定めるものとする。

（定例会及び臨時会）

第2条 会議は、定例会及び臨時会とする。

2 定例会は、毎月1回招集する。

3 臨時会は、教育長が必要があると認めたとき、又は委員の定数の3分の1以上の委員から請求があったときに招集する。

（招集）

第3条 会議の招集は、開催の日時、場所及び会議に付議すべき事件を、あらかじめ各委員に通知して行う。

2 会議の招集を行った場合には、教育長は、速やかに会議開催の日時、場所及び会議に付議すべき事件を告示するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、緊急を要する事件のあるときは、告示することを要せず、会議に付議することができる。

（参集）

第4条 委員は、招集の当日、指定の時刻までに、指定の場所に参集しなければならない。

2 委員は、招集に応ずることができないときは、その事由を付して会議開会前までに、教育長に届け出なければならない。

（会期の決定）

第5条 会議の会期は、教育長が会議に諮って定める。

(開会及び閉会)

第6条 会議の開会及び閉会は、教育長が宣告して行う。

(会議の公開)

第7条 会議は、公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する事項について審議し、又は報告を受ける場合において、教育長又は委員の発議により教育長及び出席委員の3分の2以上の多数で議決したときは、これを非公開とする。

(1) 任免、賞罰等職員の身分取扱いその他人事に関する事項

(2) 附属機関等の委員の任免に関する事項

(3) 教育事務に関する議会の議案等についての市長への意見の申出に関する事項

(4) 訴訟又は不服申立てに関する事項

(5) 個人に関する情報を含み、会議を公開することにより個人の権利利益を害するおそれのある事項

(6) 前各号に掲げるもののほか、会議を公開することにより教育行政の公正かつ円滑な運営に著しい支障が生ずるおそれのある事項

2 傍聴の手續、傍聴人の守るべき事項その他傍聴に関して必要な事項は、別に定める。

(議事)

第8条 会議の議事は、報告、説明、質疑、討論及び議決の順序によって行う。ただし、教育長が必要と認めるときは、会議に諮りこの順序を変更若しくは省略することができる。

(一括議題)

第9条 教育長が審議上必要と認めるときは、2つ以上の事項を一括して議題とすることができる。

(動議)

第10条 委員は、議案の修正及び議事の運営に関する動議を提出することができる。

2 動議は、他の委員1人以上の賛成者をもって議題とする。ただし、議事運営に関する動議は、この限りでない。

3 議題となった動議は、会議の議決がなければこれを修正し、又は撤回することができない。

(発言)

第11条 委員が発言する場合は、教育長の許可を得てしなければならない。

2 1 議題の審議中は、他の議題について発言することはできない。

(採決)

第12条 教育長は、論旨がつきたと認めたときは、会議に諮って採決しなければならない。

2 教育長は、採決にあたっては、各委員の賛否の意見を求めなければならない。

(採決の順序)

第13条 修正の動議は、原案に先立って可否を決する。

2 修正の動議が数個あるときは、その趣旨が原案に遠いものから順次採決する。

3 すべての修正の動議が否決されたときは、原案について採決する。

(採決の方法)

第14条 議事は、教育長及び出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、教育長の決するところによる。

2 教育長は必要があると認めるときは、会議に諮って記名又は無記名の投票によって採決することができる。

(会議録)

第15条 教育長は、会議の終了後、遅滞なく、会議の次第を会議録に記載し、これを公表しなければならない。

2 会議録は、教育長が事務局職員中より指名してこれを作成させる。

3 会議録には、教育長、出席委員及びこれを作成した職員が署名しなければならない。

(会議録の記載事項)

第16条 会議録には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 開会及び閉会に関する事項

(2) 教育長及び出席委員の氏名

(3) 説明のため出席した者の氏名

(4) 議事日程及び諸般の報告の要旨

(5) 議題及び議事の概要

(6) 議決事項

(7) その他必要な事項

2 前項の規定にかかわらず、非公開の議事及び教育長が取消しを命じた発言は、会議録に記載しない。

(異議)

第17条 会議録に記載した事項に関して、委員中に異議があるときは、教育長は、これを会議に諮って決定する。

(陳情書の提出)

第18条 委員会に陳情しようとする者は、その趣旨並びに提出年月日、住所及び氏名(法人その他の団体の場合は、その所在地、名称及び代表者の氏名)を記載し、押印した文書を教育長を通じて委員会に提出しなければならない。

(その他)

第19条 この規則に定めるもののほか、会議の運営について必要な事項は、教育長が会議に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年市教育委員会規則第5号)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)附則第2条第2項の場合においては、改正前の岡山市教育委員会会議規則の規定は、なおその効力を有する。

附 則(平成30年市教育委員会規則第1号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。